

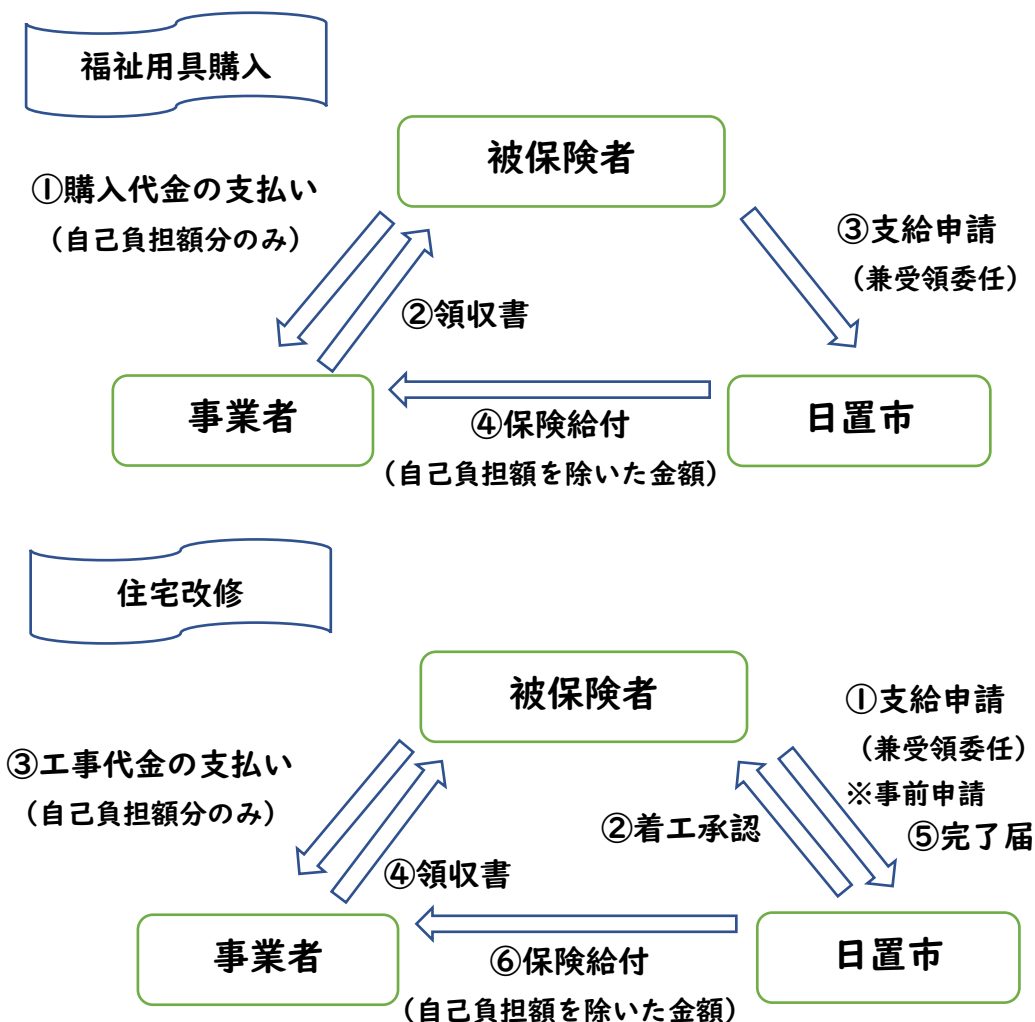
Ⅰ 受領委任払についての概要

福祉用具購入費又は住宅改修費（以下「福祉用具購入費等」という。）の支給を受ける被保険者が、当該福祉用具購入費等の受領を事業者に委任することで、事業者が、日置市からの福祉用具購入費等を受領することができます。

これにより、当該被保険者は介護保険の支給限度額内において、事業者へ自己負担額分のみを支払うことで福祉用具の購入又は住宅改修工事を行うことができ、当該被保険者からの支給申請（住宅改修は完了報告）後、日置市は自己負担額を除いた費用の全部又は一部を事業者へ支給します。

【受領委任払のイメージ】

※申請手順・必要書類等については、本資料3ページ「4 受領委任払による福祉用具購入費等の支給申請手順及び必要書類」と、別冊の「介護保険住宅改修の手引き」を参照ください。



2 受領委任払の条件

当該被保険者及び販売事業者が、それぞれ以下の条件を満たしている場合限り、受領委任払を利用することができます。受領委任払の対象とならない場合は、償還払いによるサービスが利用できます。

被保険者	事業者
<ul style="list-style-type: none">・介護保険の給付制限を受けていないこと・病院等に入院中又は介護保険施設に入所中でないこと	<ul style="list-style-type: none">・日置市介護保険福祉用具購入費等受領委任払取扱事業者として登録されていること。

3 事業者登録

(1) 登録の申請

登録を希望する事業者は、日置市介護保険福祉用具購入費等受領委任払事業者登録申請書（様式第1号）を提出してください。なお、登録は以下の要件等を満たしている必要があります。

- ・介護保険法及び介護保険上の福祉用具販売、住宅改修についての意義を理解し、適切なサービスを提供できること。
- ・日置市介護保険福祉用具購入費等受領委任払事業者登録ガイドライン（本資料）、介護保険住宅改修の手引きを閲覧し、その内容を理解していること。

(2) 登録事項の変更等

登録事項に変更が生じたときは、受領委任払取扱事業者登録変更届出書(様式第3号)を、事業の廃業等の理由により、事業者登録を廃止又は登録を辞退しようとするときは、受領委任払取扱事業者登録廃止届出書(様式第4号)を提出してください。

(3) 登録の取り消し

以下の理由に該当する時は、市は事業者登録を取り消します。

- ・正当な理由なく受領委任払を拒否したとき。
- ・申請内容を偽るなど、不正な手段により、事業者登録を受けたとき。
- ・実施要綱に定める事項に反したとき。

- ・上記のほか、受領委任払事業者として不相当であると市長が認めるとき。

※注意事項

登録が取り消された場合、決定の日から一定の期間を経過するまで、再び申請することができません。

(4) 給付費の返還

申請内容を偽るなど、不正な手段により市から福祉用具購入費等の支払いを受けた場合、市は登録事業者に対し当該福祉用具購入費等の全部又は一部の返還を求めます。

(5) その他留意事項

制度改正等が国から通知された際など、市の取扱い事項を変更する場合があります。

4 受領委任払による福祉用具購入費等の支給申請手順及び必要書類

①福祉用具購入費の場合

(1) 支給申請

支給申請書に必要な書類を添付し、提出してください。申請内容が適正であるかを審査し、福祉用具購入費の支給可否を決定します。

また、必要に応じ、担当者への聞き取りや現地確認を実施する場合があります。通常の場合、給付費の支給は、支給申請書を受理した月の翌月末となりますが、現地確認等により審査に時間を有した場合は、この限りではありません。

(2) 支給申請に必要な書類

- ①介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）
- ②領収書（原本）
- ③福祉用具のパンフレット等
- ④居宅サービス計画書（第1表～第3表）又は介護予防サービス・支援計画書の写し

※ケアマネジャー等により作成されている場合のみ必要です。

※注意事項

・書類を提出される方について

申請の内容や状況等についてお尋ねする場合がありますので、説明ができるようお願いします。

・福祉用具を必要とする理由について

申請に当たっては、その福祉用具がなぜ必要なのか、利用者の心身の状況や生活環境も踏まえて、1品ごとに理由を詳細に記載してください。また、申請書記載の購入日や購入品目は、カタログや領収書と一致するようにしてください。

・領収書について

被保険者の氏名（フルネーム）を記載してください。

給付額に端数が出る場合は、小数点以下は切捨てとなります。（金額が11,111円で1割負担の場合、領収額は1,112円）

複数の品目を購入した場合、領収書の金額は合算して構いませんが、但し書きの欄に、それぞれの品名と金額が分かるように記載してください。

領収額は本人負担額とし、但し書きには必ず「福祉用具購入費（商品名）」と「購入費用」が分かるよう記載してください。

例：1割負担の方が、1万円のシャワーチェアと2万円のポータブルトイレ（計3万円）の福祉用具を購入した場合

領収書	
日置太郎 様	令和〇年〇月〇日
領収金額 <u>¥ 3,000 円</u>	
但し、福祉用具購入費（商品名）10,000円、（商品名）の合計、20,000円の利用者負担額として	
上記正に領収しました。	
事業所名・代表者	（社印）

収入印紙の貼付忘れ等、印紙税法に違反しないよう注意してください。

・添付書類について

パンフレットの該当する部分をラインマーカーで囲む等、当該部分が分かるようお願いします。

・居宅サービス計画書等（ケアプラン）の写し

□総合的な判断をするため、福祉用具購入について記載があるケアプラン等を添付してください。ケアプランには、本人の状況を踏まえ、福祉用具の必要性や福祉用具を活用することでの改善点を具体的に記載するようにしてください。

(3) その他

居宅（軽費老人ホーム、有料老人ホーム及び養護老人ホームにおける居室を含む）での利用が介護保険適用となります。介護保険施設やグループホームでの利用は対象となりませんので、ご注意ください。

（介護保険法第8条第2項及び介護保険法施行規則第4条参照）

同一品目の再購入は、特段の事情がある場合を除いて認められません。特段の事情がある場合は、必ず購入する前に介護保険課へ相談してください。

②居宅介護（予防）住宅改修費の場合

「介護保険住宅改修の手引き」（別冊）にて確認ください。

5 登録を希望される事業者の皆さまへのお願い

受領委任払制度は、利用者が一旦費用の全額を負担しなくて済むメリットがある一方、利用者の状態像と合わない品目の選定や、過剰と思われる住宅改修に話が進む可能性もあります。事業所の皆さまは、福祉用具購入又は住宅改修の相談があった際は、あくまでも介護保険給付であることを念頭に置いていただき、利用者側にもその点をしっかり伝えるようにしてください。

介護保険の適正な運営と利用者支援に

ご協力をお願いします。